

議案第8号

富津市障害者介護給付等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富津市障害者介護給付等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する富津市障害者介護給付等認定審査会が中立かつ公正な立場で審査を行えるよう、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の各分野の均衡に配慮し、委員の定数を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。

富津市障害者介護給付等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

富津市障害者介護給付等認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年富津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「6人」を「10人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。